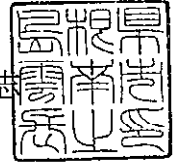


雲南市告示第 29 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）  
第 15 条第 1 項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物  
エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエ  
ネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）  
第 8 条の規定により告示する。

令和 3 年 3 月 1 日

雲南市長 石 飛 厚 志



1. 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネ  
ルギー消費性能適合性判定の業務

建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

2. 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日

令和 3 年 4 月 1 日